

改定後		改定前	
<p>現 場 説 明 書</p> <p style="text-align: right;">特記事項 5</p>		<p>現 場 説 明 書</p> <p style="text-align: right;">特記事項 5</p>	
<p>その他</p>	<p>①～⑭ 略</p> <p>⑮ (現場管理費補正)</p> <p>本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。 熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の制定について（令和元年 6 月 12 日付第 201900066875 号県土整備部長通知）に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の 14 日前までに提出すること。</p>	<p>その他</p>	<p>①～⑭ 略</p> <p>⑮ (現場管理費補正)</p> <p>本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の制定について（令和元年 6 月 12 日付第 201900066875 号県土整備部長通知）に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の 14 日前までに提出すること。</p>